

## ワークセンターひかわ 運 営 規 程

### (事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 渋谷神宮前が開設するワークセンターひかわ（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援（B型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定就労継続支援（B型）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定就労継続支援（B型）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ワークセンターひかわ
- 二 所在地 東京都渋谷区東3丁目14番13号 渋谷区ひがし健康プラザ2階

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス管理責任者 1名（常勤・兼務）  
サービス管理責任者は、指定就労継続支援（B型）計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定就労継続支援（B型）の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
- 三 職業指導員 1名以上 ただし、[障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準]（平成18年9月29日厚生労働省令第174号、以下「基準」という。）に規定する職員配置の基準を下回らないものとする。  
職業指導員は、適切な就労移行支援の提供を行う。
- 四 生活支援員 1名以上 ただし、「基準」に規定する職員配置の基準を下回らないものとする。  
生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。
- 五 目標工賃達成指導員 1名  
目標工賃達成指導員は、工賃引き上げ計画に掲げた目標工賃の達成に向けて、生産活動事業の確保、生産活動に必要な技能の向上を目指した訓練等を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日

ただし、祝日及び夏季休業、年末年始休業等、事業所が定める休業日を除く。

二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定就労継続支援(B型)の利用定員)

第6条 利用定員は20名とする。

(指定就労継続支援(B型)の内容)

第7条 事業所で行われる就労継続支援(B型)の内容は次のとおりとする。

- 一 就労の機会の提供
- 二 生産活動の機会の提供
- 三 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- 四 職場実習の実施、受入先の確保
- 五 スポーツおよび文化活動の機会
- 六 地域生活を送る上で必要な様々な機会の提供
- 七 地域活動への積極的な参加
- 八 その他、地域活動を送る上での様々な問題に対する相談、支援

(利用者から受領する費用等について)

第8条 指定就労継続支援B型を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定就労継続支援B型が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

- 2 前項のほか、次の各号に掲げる費用については利用者から徴収するものとする。
  - 一 創作的活動に係る材料費(実費)
  - 二 前号のほか、就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る経費であり、利用者に負担させることが適当であるとみとめられるものの実費。
  - 3 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者等に金銭の支払を求める説明を行い、利用者等に同意を得るものとする。

(工賃の支払い等)

第9条 事業所は利用者が生産活動の従事した場合は、当該利用者に対し、生産活動に関わる事業の収入から、生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、東京都とする。

(利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者が指定就労継続支援(B型)を受ける際、利用者側が留意すべき事項は次のとおり。

- 1 けんか、口論、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 2 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者等は、指定就労継続支援(B型)を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が

生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象者)

第14条 事業の主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。  
知的障害者

(虐待の防止のための措置)

第15条 指定就労継続支援（B型）事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

(その他運営についての重要事項)

第16条 指定就労継続支援（B型）事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する**等があれば記載する。**

- 一 採用時研修 採用後6カ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人渋谷神宮前と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。